

岩手県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第552号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市萩荘及び盛岡市渋民
- 2 実施した期間 令和7年8月6日から同年12月23日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量